平成２６年５月１５日

各　位

会　社　名　日本郵船株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　工藤　泰三
コード番号　９１０１
上場取引所　東証・名証各第一部
問 合 せ 先　企画グループ長　山本　昌平
（TEL.　03-3284-6189）

当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、平成２０年６月２４日開催の当社第121期定時株主総会において株主の皆様からご承認を受け、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」を導入し、平成２３年６月２３日開催の当社第124期定時株主総会において株主の皆様からご承認を受け、一部変更したうえで同対応策を更新しており（以下、当社第124期定時株主総会において更新後の同対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期間は、本年６月２４日開催予定の当社第127期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって現プランを更新しないことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、現プラン有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の現プランの取扱いについて慎重に検討してまいりました。当社を取り巻く経営環境等が現プラン更新時から変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという現プランの目的が一定程度担保されていることなどから、現プランの意義が相対的に低下してきていると考えられます。このような状況を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって、現プランを終了し更新しないこととしたものです。

当社は、現プラン終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

以　上